

庁舎等の清掃業務委託に係る最低制限価格制度試行実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市が競争入札等により庁舎等の清掃業務の委託契約を締結しようとする場合において、著しい低価格での落札による品質低下を防止し、市有建物等の適切な管理に資するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定により最低制限価格制度を試行実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象業務)

第2条 この要領において最低制限価格制度を適用する委託業務は、次の各号に掲げる業務とする。ただし、一般競争入札及び指名競争入札により執行するもの、プロポーザル方式により受託事業者を選定するものに限る。

- (1) 公用施設の清掃業務
- (2) 公共用施設の清掃業務

(適用対象金額)

第3条 最低制限価格制度を適用する業務の金額は、予定価格が250万円以上とする。

(最低制限価格の基準)

第4条 最低制限価格は、次の各号に定める額の合計額から千円未満の額を切り捨てた額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、当該最低制限価格が予定価格の10分の9を超える場合は予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、当該最低制限価格が予定価格の10分の7に満たない場合は予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。なお、次の各号に掲げる費目は、苫小牧市が指定する清掃業務積算内訳書（以下「積算内訳書」という。）の別紙構成費目の区分に基づくものとする。

- (1) 直接業務費の直接人件費に10分の9.2を乗じて得た額
ただし、現に発効中の北海道最低賃金により算出した額以上とすること。
- (2) 直接業務費の直接物品費に10分の9を乗じて得た額
- (3) 業務管理費に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に10分の7を乗じて得た額
- (5) 前各号に定める経費以外の経費に10分の7を乗じて得た額

(最低制限価格の設定)

第5条 支出負担行為担当者等は、発注しようとする契約ごとに前条の基準により算出した最低制限価格を設定するものとする。

2 支出負担行為担当者等は、特に前項によりがたいと判断した場合は、主管部長と協議のうえ、契約執行伺等の決裁文書にその理由を明記するものとする。

(予定価格書の作成)

第6条 支出負担行為担当者等は、最低制限価格を設定したときは、別記第1号様式による当該最低制限価格を記載した予定価格書を作成するものとする。

(入札参加者への周知)

第7条 支出負担行為担当者等は、最低制限価格を設定したときは、苫小牧市契約に関する規則（昭和29年規則第13号）第46条に規定する一般競争入札の公告を実施する場合にあっては当該公告に、地方自治法施行令第167条の12第2項に規定する指名競争入札の指名に係る通知を実施する場合にあっては当該通知に、最低制限価格を適用する旨を明示するものとする。

2 前項のほか、入札参加者に対し、入札心得の条文を熟読することを促すとともに、現場説明及び入札執行の際に次の各号に掲げることを説明するものとする。

(1) 最低制限価格を設定していること。

(2) 最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札者であっても落札者とならないこと。

(積算内訳書の提出)

第8条 入札参加者は、入札を行うときに入札書と同時に積算内訳書を提出しなければならない。

(入札の執行)

第9条 支出負担行為担当者等は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項において落札者とすべき者がいない場合は、再度の入札を行う。

3 最低制限価格に満たない入札を行った者は失格とし、再度の入札に参加できない。

4 再度入札回数は、1回とする。

5 第1項の規定により、最低の価格をもって入札をした者が複数の場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(入札の無効)

第10条 次の各号に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

(1) 入札書と積算内訳書が同時に提出されない場合

(2) 提出された入札書に錯誤がある場合

(その他)

第11条 支出負担行為担当者等は、基準価格及び最低制限価格の取扱いに当たっては、他に秘密が漏れることのないよう、十分注意しなければならない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和5年1月20日から施行し、同年2月1日以降に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名選考をする契約から適用する。

予 定 価 格 書

- 件 名 _____
- 1 予 定 価 格 _____ 円
- 2 入札書比較価格 _____ 円
- 3 最低制限価格 イ (口×110/100) _____ 円
- 口 (税抜) _____ 円
- 4 最低制限価格は設定しない

上記のとおり決定する

令和〇年〇月〇日

決定者職氏名 ○○○ ○○ ○○ ⑩